

Regulation of Pilgrims in the Shikoku Fiefs during the Early Modern Period

Around 1700, during the Edo period, there were 13 fiefs in Shikoku. Among these, the Tosa fief system for the regulation of pilgrims has been studied previously, and work is proceeding now on the Awa fief, with a clear prospect of completion. On this occasion, I will introduce and discuss historical documents related to pilgrim control in Iyo and in the Marugame fief in Sanuki.

The Uwajima fief in Iyo issued regulations related to the control of pilgrims on four occasions (1754, 1769, 1800, and 1802). According to these regulations, ① the route through farming villages and the capital of the fief at Uwajima were established, and the entry and exit checkpoints of the fief were fixed; ② straying from the route into unspecified villages was forbidden; ③ the number of days allowed for passage through the fief was fixed; ④ using pilgrimage as a way of making a living was outlawed, and giving set donations to mendicant pilgrims before payment of village taxes were forbidden; and ⑤ the pilgrimage route was finally established in 1800 with the addition of Yawatahama, in addition to Mitsukue, as an entry harbor for pilgrims and travelers coming by sea from Kyushu.

The Tosa fief, in the same manner as Uwajima, had designated the pilgrimage route, and prohibited turning aside from the route and failing to visit sites in the proper order. In addition, entrance and exit of the fief was limited to two checkpoints that issued certificates authorizing passage through the fief. Validation of the content of the certificate was required at villages along the way. Provision of inns, donations to religious mendicants, and offers of hospitality (*osettai*) were allowed. The Tosa fief pilgrimage regulations were established between 1663 and 1690, roughly a century earlier than in the Uwajima fief, a noticeable difference between two adjoining fiefs.

In Marugame in Sanuki the town managed *kichin yado*, inns at which lodgers paid only a fee for the firewood used to cook their meals. In addition to housing the pilgrims, the inns stamped their travel certificates and reported to the government of the fief. As yet, nothing else has been uncovered regarding the system in Sanuki.

In Awa, improvement of temple facilities, refurbishing of pilgrimage sites, and protection of pilgrims were longstanding. Inspection of travel documents and entry permits was done at checkpoints, but the pilgrimage route within the domain was not fixed.

This has been a summary of the regulation of pilgrims in several fiefs. It appears that Tosa and Uwajima fiefs were very strict, while the policy in Awa and Marugame, on the contrary, was quite protective of pilgrims. The reasons for these differences in regulations among fiefs and for the great variance in the times of enforcement of the similar regulations of Uwajima and Tosa fiefs require further investigation in the future.

はじめに―研究状況―

四国四ヶ国には江戸時代の元禄（一六八八―一七〇四）末には一三の藩があった。その内訳は、阿波は一藩で徳島藩（蜂須賀家）、讃岐は三藩で高松藩（松平家）、丸亀藩（京極家）、多度津藩（京極家、元禄七年―一六九四年以後）、伊予は八藩で、小松藩（一柳家）、西条藩（松平家）、今治藩（松平家）、松山藩（松平家）、大洲藩（加藤家）、新谷藩（加藤家）、吉田藩（伊達家）、宇和島藩（伊達家）、土佐は、一藩で土佐藩（山内家）であった。こうした多数の藩があったにもかかわらず、土佐藩を除いてはその遍路統制は意外にも知られない。土佐は相当具体的な研究^{註二}があり、さらに阿波藩も最近の研究^{註三}で遍路統制について一定の見通しがもてるようになったが、伊予・讃岐については依拠すべき史料すら発掘されておらず、ほとんど研究は進展していない状況である。

今回は、伊達家文書整理の中で発見された宇和島藩の四点の法令^{註三}を活用して同藩の遍路統制の具体像を示していきたい。また丸亀藩の遍路統制についても一点の史料を提示していきたい。

一 宇和島藩の遍路統制

宇和島藩では以下の四つの法令が制定された。その第一は宝暦四（一七五四）年二月廿二日の法令で、その全文は本稿の末尾に史料一として掲げた。その第二は明和六（一七六九）年三月七日のもので、本稿末尾の史料二、第三は寛政十二（一八〇〇）年二月廿二日付のもので、同じく末尾の史料三、最後が末尾史料四で享和二（一八〇二）年十月七日のものである。現在はこの四通は糊付けされて連続した一紙（続紙）の状態になっているが、各法令の用紙の端裏の位置に文字を伴っており元々は独立したものであったことを示している。

一―一 宝暦四（一七五四）年の法令

この史料は端裏に「宝暦四戊二月廿二日 辺路陸上り場の事 四通之内」とあって、主題が「辺路陸上り場の事」であることが判る。さてこの法

令は藩の老中（他藩の家老に相当）から若年寄宛の書付、郡奉行宛の書付と口達の三文書から成っている。

まず若年寄宛のものの全文を示しておきたい。若年寄は老中の下にある役職で、その支配下に領内番所の番人もいる。

御領分へ入り来り候通（辺力）路牒の者、往来手形・船上り切手等これなき辺路入れ申さざる儀は兼て御境目御番所御掟これ有り、烏乱成る辺路猥二徘徊相成らざる筋二候処二、近年は右牒の辺路多ク入り来り、全ク往来の場所二これなき所へも入り込み候様相聞き候、これに依つて今より辺路等御境目御番所において、往来・船上り等の切手、尚又委ク吟味を遂げ、御領中通行の日数を相極め、右書付相渡し、日数の通り二て御領分通行いたさず候ては入り候儀相成らざる段御番所二て急度申し渡し相通し候様御境目御番人へ申し聞けらるべく候、右二付郷中江へ申付候趣も別紙相渡し候間又承知申す様申し聞けらるべく候

意識すると、以下になるであろう。これまでの御境目御番所に関する御掟（法令）で、往来手形・船上り切手等のない遍路は領内へ入れないこと、また烏乱成る（うろんなる＝怪しい）遍路が猥二（みだりに＝むやみに）（領内を）徘徊してはならないことになっていた。しかし近年は右のような辺路が多く入ってきて、往来の場所でない所へも入り込んでいくように聞いている。そこで今後は、①往来・船上り等の切手を詳しく吟味すること、②御領中通行の日数を決めてその書付を渡すこと、③その日数で御領分を通行しないならば、領内に入つてはならないことを御番所で必ず申渡して通すこと」を境目番所番人に命じること、またこのことに関して郷中（村々）に命じたものを別紙にして渡すのでその点も承知しておくように番人に命じておくこと。

つぎに同じ法令で郡奉行へ命じたものを紹介する。前半部分はさきの若年寄宛と同文なので省略し、後半を示す。

御境目御番人へ申付候条、通行の村々二ても御番所よりの切手を見届者

等申付、万一右切手日並相遅れ候ハバ送り戻し候様郷中へ委ク申付らるべく候

言うところは、(以上のことを)境目番人に命じたので通行の村々でも番所発行の切手を見届ける者等を任命すること、万一その切手の日並(領内通行日程)に遅れた者を発見したならその者を送り戻すこと、このことを郷中へ詳細に命ずること、であろう。

次に郡奉行宛の口達を示す。

御領分へ入り込み候辺路跡の者の儀二付、おのおの存じ寄り申出らるる趣承知せしめ、吟味の上、別紙の通り仰せ付けられ候、郷中へ心得尚又申付られ様の儀は、おのおの存じ寄りの通り勝手次第申付らるべく候意識は、以下の通りである。領内入込みの遍路体の者について、各自からの上申の趣は了解した。それらを検討して別紙のとおり命令を下した。郷中心得方の命令は各自の判断で命じてよい。

この最初の法令では、これまでに番所に関する法令で、往来手形・船上り切手等のない遍路は領内へ入れないこと、また怪しい遍路はむやみに領内を徘徊してはならないことになっていたとしている。この従来の法令は残念ながら明確にはできない。

今回新たに命じられたのは、往来手形と船上がり切手の詳細な吟味と領内通行日数を明記した書付の交付、交付時の申渡し(領内通行日数に遅延するようならば領内にいれないこと)を行うこと、村にもこの領内通行日数書付の点検担当者を置くこと、等であった。

また最後の郡奉行への「口達」には今回の法令作成の過程が示されている。老中から各郡奉行へ遍路統制に関する諮問が行われ、その回答が集められ検討に付されて今回の命令になっている。おそらく可能な限り実情に即した法令を作成しようというのが意図されたのであろう。

一一二 明和六(一七六九年)の法令

次に明和六年の法令を検討する。この文書にも端裏の書き込みがある。そ

れは「明和六丑三月七日 遍路陸上り場之事 四通之内」とあって日付以外は宝暦のものと同じである。この明和六年三月七日付の法令は長大なもので、①「若年寄中へ申渡し」とその別紙、②郡奉行宛のもの、③目付宛のもの二通(③ーあ、③ーい)、④元々宛のもの、⑤町奉行宛のものとそのルール指示書と、大きくわけて五種の指令書から構成されている。

まず最初の①「若年寄中へ申渡し」とその別紙を示す。

廻国辺路入り来り候節御領中往来道筋、別紙の通二相極め候、仍て入り来り候辺路へ、右道筋の外横行堅く相成らず候旨申し聞けべく候、万一知音等これ有り相尋ね度き旨相断り候ハバ、向い寄り道筋庄屋へ書状相添え、其所より知音の者へ通達いたし、罷り帰り候節も最寄りの道筋へ知音のものより送り戻し、道筋通行いたし候様申し遣すべく候

意識すると、廻国の者や遍路が領中へ入ってきた時の通行道筋を別紙のとおり決定した。従って遍路にはこの道筋の外は横行してならない旨を命じること、もし遍路が知音(知り合い)等がいてこれを訪ねたいと言った場合は、その土地にもっとも近い道筋の庄屋へあてた書状を遍路にもたせ、その庄屋からその知音の者へ通達して(迎えにこさせ)、帰りの場合もその知音が遍路を最も近い道筋に送り戻し、指定の道筋を通行するように命じること、であらう。

次にこれに付属する「別紙」を見る。これも長いもので、二つに分割して示したい。

(別紙部分一) 土佐からの入国分についての指示。

土州より入り来る分ハ

小山御番所より廣見村・城辺村・長洲村・菊川村・柏村・上畑地村・下畑地村・芳原村・岩松村・高田村・祝森村・保田村・寄松村・河内村・御城下・須賀浦・下村・中間村・光満村

篠山へ志し候もの共

平城村・観自在寺・廣見村・篠山通り・横川村・御内村・山財村・野井

村・祝森村

そして

右道筋の外山財村より岩淵村へハ堅く通し申す間敷候、却て小山村より紙面村々の外徘徊いたし候辺路その外旅人何者二寄らず見掛け次第□□いたし、道筋送り出し申すべき事、右の通り順道相通るべく候、東多田より入り込み候ハ、跡より」右村順二通らるべき事

とある。山財村から岩淵村への移動は禁止、また小山村からの指定の村々の外を「徘徊」する通路その外旅人は道筋を送り出すこと（送り返すことか）、東多田から領内に入った場合は指定の村順を通ること（おそらく指定の村順の逆）であろう。指示されている道順は特に意識の必要ないので、図に示す（図1）である。



(図1)

ところで、観自在寺から稲荷までのルートは、もともと三ルートあった。真念の『四国辺路道指南』（貞享四年＝一六八七）（註四）には、

（観自在寺）これよりいなりへ道すぢ三有。一すぢなだ道のり十三里。一すぢ中道大がんだう越のり十三里。一すぢさゝ山越のり十四里半。三すぢともに岩ぶち満願寺二至ル。

とある。藩の指定ルートは右の三筋の内、「中道がんだう越」が外されているのである。

次に光満村から先は

光満村より吉田御分則村より下川（しとうかわ）村・明石（あげいし）村・卯之町・下松葉村・上松葉村・賀茂村・大江村・東多田村迄、とあつて、東多田村で終わる。これを図化にしたのが、図2である。

（別紙部分二）

一向路より渡海の分

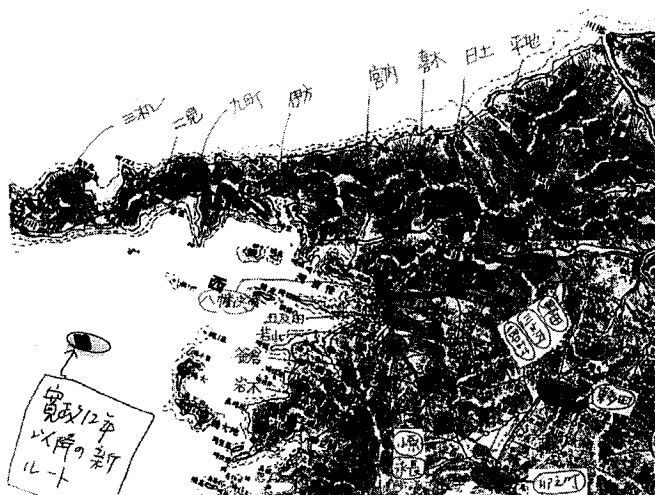
三机浦・二見浦・九町浦・伊方浦・宮内村・喜木村・日土村・平地村・野田村御番所

一三机浦より揚り土州方へ相通度と望候分ハ三机浦より喜木村迄ハ前段の通り、須川村・八幡浜浦・五反田村・若山村・釜倉村岩木村・小原村・永長村・卯之町、夫より小山村・東多田村迄も順道、跡より引き通り順道の通り相通るべき事

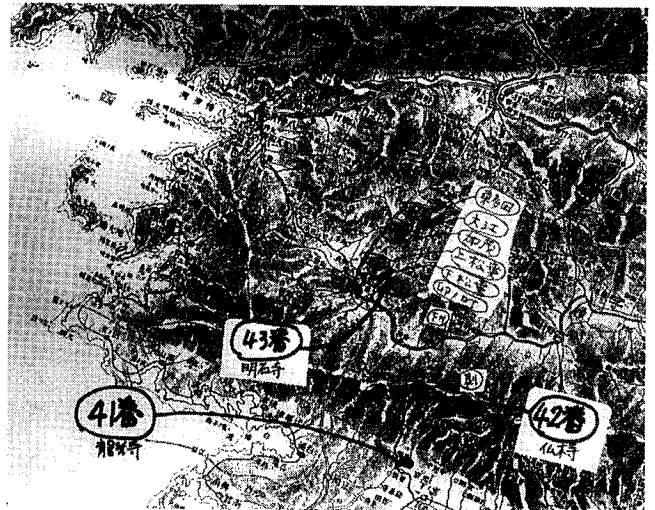
「向路より」は対岸よりの意味のようである。対岸九州からの渡海する分の指定ルートである。これの推定図は図3とした。

次に入り口の指定。

勿論入口の義ハ、右東多田・小山・三机三ヶ所二相定め候、三机は向地より渡口、野田は三机より



(図3)



(図2)

出口二候へハ、三机は揚り場二相極め、三机江外より相通り候義ハ致す間敷候、渡海の場合、便船日々もこれなき義候へハ数日逗留二相成り候てハ御作法相立たず候、

野田村は三机より上り通り抜け候順路故、上伊豫へ志し候分ハ右之通り相通り候へ共、入り来り候辺路分ハ相入れず、東多田へ相廻り申し候様二申し聞け候、出口斗りの心得二致すべく候、その外へ出入分堅く致させ」間敷候、此義御境目村は日夜心を付申すべく候

右によれば、入り口は東多田・小山・三机の三ヶ所を指定。そして三机は向地より渡り口・揚り場、野田は三机よりの出口（上伊予を目指す遍路の場合）、野田では入ろうとする遍路は領内へ入れず東多田へ回す。

しかし、

扱又辺路の外旅人の義、無宿鳥乱駄の者兼々御作法もこれ有る義二候へハ、いよいよその通り二相守り申すべく候、慥か成る旅人の分ハ入り来り候へば御領中賑の義相成り候あいだ、滞りなく相通り

ここでは、慥かな旅人は御領中賑いになるので、滞りなく通せと指示している。

郡奉行への指令

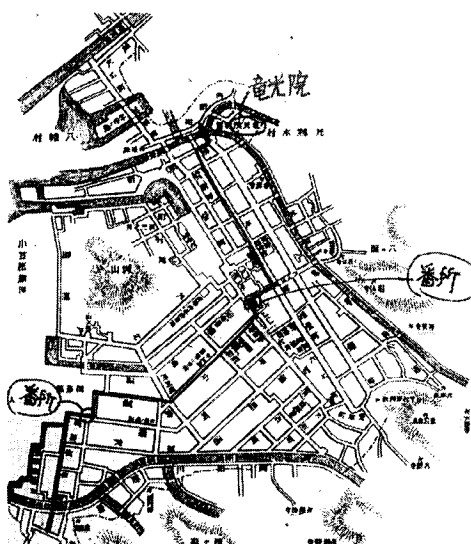
廻国辺路駄の者、他領の往来兼々相定め候道筋相通り候義ハ格別、その外の村場ハ横行いたし候義相成らざる御作法の処、近來ハ端々迄も横行いたし、数日御領分二罷り有り托鉢をもつて渡世いたし候もの多く、漸々御領中之義「二相成り様々怪敷義共これ有り、村方口乱に及び候趣相聞き候、全駄年貢皆済これ無き内ハ托鉢のものこれ在り候共報謝いたさざる御作法二候処、是又猥二相成り候故、自然と渡世辺路御領中へ多く入り込み、前駄の通りの儀共二これ有り候、仍て今よりは前々の通り堅く横行いたさせ間敷、且つ年貢皆済致さざる内ハ托鉢いたし候共、報謝いたす間敷候、その趣仰せ付られ候あいだ、御作法を相守り猥りの義これ無き様申付らるべく候

右の指令の内容は、以下通りである。①遍路通行の原則―廻国遍路駄の者、兼々決めている道筋を通るのは問題はないが、その外の村場ハ横行しては成らない作法である。②渡世遍路の横行―領内の端々まで横行し、数日領分二留まつて托鉢をして渡世する者が多い。③報謝の作法―全体として年貢を皆済しない内は托鉢の者がいたとしても報謝してはならない。④渡遍辺路対策―今後は前々の通り堅く横行させてはならない。

目付への指令（一）

廻国辺路御家中往來の義、前々より御作法もこれ有るの處、近年猥り二相成り、毎度怪敷事共もこれ有り候、通り筋の義別紙の通り、相極むべく候、仍て立番足輕八人差出され、日々道筋へ指出通り筋の外横行いたさず、門々二入り込み申さざる様相制し候様申付らるべく候、尤廻り方

右は廻国・遍路が「家中」（武家屋敷内）を通る時の規制である。内容は、①道筋は別紙の通り決めた、②立番足輕八人を毎日道筋に差し出すこと、③立番足輕は廻国遍路が通り筋の外は横行せず、また門々に入らない様に規制すること、④「廻り方の者」（町廻りの者か）にもその心得を詳しく命じること、というものである。そして御家中道筋は「佐伯町通り大森新兵衛前より堀江四郎左衛門前通り本町口迄」と命じられた。これに市中のルートも加えて図にしたのが図4であるが、大森新兵衛、堀江四郎左衛門の屋敷が不明なのであくまでも推定図である。（図中の竜光院が遍路と関係してくるのは戦後である。）



(図4)

目付への指令 (二)

廻国辺路跡の者全駄御家中相通られざる筈の義二候へ共、外二往還もこれ無く候、止むえず御家中を相通され候、右駄の義二ハ往来一通りの義二で、横行は勿論道筋二ても、門々迄も入り込み托鉢いたす義ハ、古来より相成らざる御作法二候処、近來猥二相成り、□□毎事怪敷義共これ有り候あいだ、已來相違これ無き様相心得べく候、

右の意味するところは以下の通りである。廻国遍路体の者は武家屋敷（家中）を通行できないのだが、外に往還もなくやむを得ず家中を通行させている。その通行は一回きりで横行は勿論門内に入り托鉢をすることは古来より禁止する作法であったが、最近は崩れまた怪しいことなどもあったので、今後はこれをさせないように心得ること、といったところである。先に示した「目付への指令（一）」で「御家中往来の義、前々より御作法も」とあるとしている作法がここに示めされている内容のものようである。

そして廻国遍路がこのルートを通行する際の規制とその徹底がはかられている。

横行いたし候ハバ、誰々ニよらず見当り次第往還を教へ道筋へ出し申すべく候、右の趣御家中一統相心得、□道これ無き様、尤も組支配下之面々へハ夫々洩らざる様申付候様相達せらるべく候

言うところは、（廻国遍路の者が）横行したならば誰によらず見つけ次第往還を教え道筋へ出すこと、この趣旨を家中一統心得ること、組支配下の者へは漏れがないように命じるように伝えること、であろう。

町奉行への指令

廻国辺路通行の義前々より御作法もこれ有る義、近年猥り二相成り、端々迄も横行いたし、毎度怪敷事共これ有りに付、今度御家中通り筋二相極め、御目付中より横行相制し候様申付候、仍て町中の義も家中に准じ左之通り往来共二通り筋相極め候、堅く横行いたさず候様市中へ申付らるべく候、別して横町の義ハその所のもの共心を付、若し通り抜け候

者もこれ有り候ハバ横行相成らざる趣申し聞け、通り筋へ送り出し申すべく候、若し又町内その外共知音のものへ相尋ね度と申ものもこれ有り候ハバ、その子細町頭承け届け、その先方へ相副い罷り越し、罷り帰り候方ハ右知音のものと相副い通り筋二送り出し候様致すべく通達候、

言うところは、廻国遍路の通行については前々から作法があったが、近年それが無秩序になり領内の端々まで廻国遍路が横行しかつ毎回怪しいこと等もあったので、今回家中をそのルートに指定し目付から横行を規制するように命じた、そこで町中も家中に準じルートを決めたので、廻国遍路が（他の場所に）横行しないように市中へ命じること、特に横町（裏通り）はその居住者たちが注意し、もし通り抜ける者がいたならばルートを外れた横行は許されないことを説明し、本来のルートへ送り出すようにすること、万一町内あるいは他地域の知音の者を訪問したいという者があったら、その詳細を町頭が聴取し、行き先へ付き添って送り、帰りはその知音の者が付き添ってルートに送り出す様に通達した、というものである。

そして「市中辺路道筋」として次のルートが指定されている。

佐伯町御番所より新長屋角迄、播磨屋横町より本町通り横新丁通り新丁御番所迄

このルートはを先の図4に示した。

一一三 寛政十二年（一八〇〇年）の法令

この法令も一紙に写されたもので、端裏に「寛政十二申年二月廿二日 遍路陸上がり場事 四通の内」とある（表のタイトルは二月十二日となっている）。これも老中から郡奉行宛のものと若年寄宛のもの二通が書き留められている。

まずは郡奉行宛のものを全文示す。

一八幡浜浦船持共近年打ち続く不漁二より、船持も只今相増し候故、連々積荷物も払底二相成り、自然と渡世二も相成り兼ね難渋いたすの由、九州より渡海の四国遍路其外商人駄のもの、右浦へ着き、船揚げ

の義御免成し下され候ハバ、豊後路往來之運賃「」利益二も相成り候段願ひ申す義、相達せられ候趣、其子口余義なき事故、左の通り八幡浜船上りの義承届け候、尤も遍路道筋の義、兼て相定め申付置き候趣もこれ在り候処、猶又左の通り相心得、横行致さざる様申付べく候、且又商人躰の者共義ハ兼々御作法の通り相心得候様申付らるべく候、

一八幡浜より上り之分道筋、郷村・河之内村・野田御番所へ相通すべき事

一同所より上り土州へ相通り度と相望み候分、五反田村・若山村・釜倉村・岩木村・永長村・卯之町、夫より小山村迄兼々相定め置き候順道の通り相通り申すべき事

意識を示す。八幡浜の船持たちが、近年の連続の不漁のために積荷も払底し、しかも船持は現在増加しているの、当然渡世が成り立たず難渋している、九州より渡海の四国遍路その他商人風のもの八幡浜着と船上りを許してくだされば、豊後路往來の運賃等で地元の利益二もなると願つてきた、その件は余義なき事なので八幡浜船上りのことは承認する、但し遍路の道筋のことはかねて命令したこともあるので、左の通り心得横行しないように命じること、また商人躰の者は今までの作法の通り心得るように命じること、①八幡浜に上陸の分のルートは、郷村・河之内村・野田御番所へと通す事、②同所で上陸し土佐へ通ることを望む分は、五反田村・若山村・釜倉村・岩木村・永長村・卯之町、夫より小山村まで兼々決めてい順道の通り通ること。①と②は図3に示した。

一四 享和二（一八〇二）年の法令

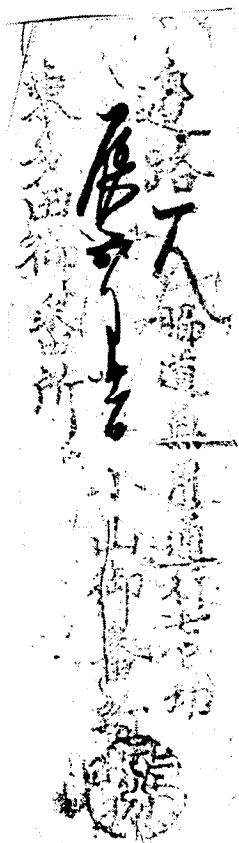
享和年の法令は、その端裏に「享和二戊十月七日 辺路陸上り場之事 四通之内」、表の袖の部分には「享和二戊十月七日」と日付が入り、改行の後本文が置いてある。

九州より渡海の四国辺路、三机八幡浜より船場の分ならびに土州へ罷通り度相望み候分、道筋往來の義 明和六丑年、寛政十二申年申付候趣も有之候所、右辺路土州方より上伊予筋通行後罷り帰り候を以つて、野田御番所へ罷り越候辺路、右船揚げ相違もこれ無く候ハバ、御番所相通し候様御番人二も申し聞けらるべく候、「」

意識を示す。九州から渡海の四国遍路で三机・八幡浜で上陸分ならびに土佐へ行きたいと望む分の道筋往來のことは明和六丑年・寛政十二申年の法令もあるが、右の遍路が土佐から上伊予筋を通行しその後帰るため野田御番所へ来た場合、右船揚げ切手が間違いないなら番所を通す様に番人に命ずること。最後の文言が判読できないが、おおむね以上のようなものである。これによつて、野田番所は宇和島領からの出口であるとしてきた従来の方針は変更されたのであった。

一五 番所発行の切手と舟揚手形の実例

小山番所発行切手を紹介しておきたい。宝曆四（一七五四）年の法令に出てきた領内通行日数がかかれた書付（切手あるいは手形）である。



(図5)

「辺路一人脇道無用通行七日切

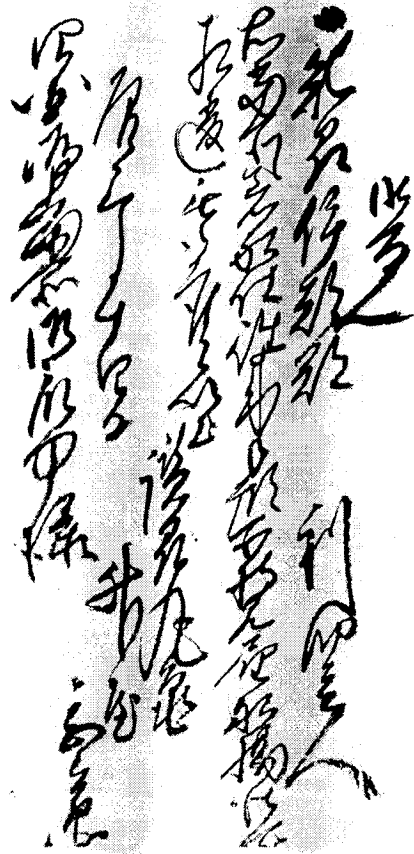
辰 五月十一日 小山番所 印

東多田御番所

右の書付の文言の内、「一人」と「辰 五月十一日」が墨書で、他は木版刷りである。おそらく人数と日付を空白にした書付が大量に摺られて番所に備えて有ったのであろう。これによると領内通行に許された日数は七日間で

あった。

次は船上がり手形の実例。



(図6)

覚

一紀州伊都郡

利助壺人

右当所着船仕往来手形所持見届船揚仕所相違無御座候、以上

辰三月十四日

讃州丸亀

升屋甚兵衛

四国御番所御衆中様

これは、先の番所発行の切手と一緒にあったもので、丸亀の升屋甚兵衛が発行したものである。所持者は紀州伊都郡出身の利助（註四）。

――小括

宇和島藩の遍路統制の特徴

今まで述べてきたことを要約しておきたい。宇和島藩の統制は明和六年に具体的な対策が確定した。その内容は

①廻国・遍路の領中往来道筋を決定した（ルート数を減らし、かつ九州方面からの上陸辺路の道指定）。

②遍路が知り合いを訪ねたいと申し出た場合の対応が決められた。（i）往きは関係の村庄屋へ書状相添え、そこから知り合いへ通達、（ii）復

路はその知り合いが最寄りの道筋へ送り戻し、そこから本来の道筋通行させる。

③領内の出入口の決定。

入り口は東多田・小山・三機の三ヶ所とし、三機は向地よりの渡り口・揚がり場、野田は三機よりの出口とする。遍路は野田では領内へは入れず東多田へ回す。

④作法を厳守し乱れないようにする。

「通行の作法」 廻国遍路体の者は、定めた道筋以外の村場を横行してはならない。

「報謝の作法」 年貢皆済前は托鉢の者に報謝してはならない。

「渡世遍路（領内に数日居て托鉢で渡世をする遍路）対策」

・前々の通り堅く横行させない。・年貢を皆済しない間は托鉢しても報謝は禁止する。

⑤家中屋敷・市中の通行原則。

横行は勿論門々迄も入り込んでの托鉢は禁止。

道を指定しかつ立番足軽八人を置く。

横行の場合、誰によから見つけ次第往還を教え道筋にだす。

知り合いを訪ねる場合は②に同じ。

以上が主要点であるが、寛政十二年に八幡浜が遍路の渡り口・上がり口の指定されたことにより、同所よりの卯之町までの指定ルートが追加され、さらには享和二年に野田口も九州から渡海し逆打ちをした遍路に限り帰路のために領内に入ることが許可された。

二 丸亀藩の遍路統制

丸亀藩の遍路統制史料は藩領全体に適用される法令はまだ発見されていない。ここでは丸亀城下町の遍路統制史料を紹介しておきたい。丸亀藩『御定目』（註五）という史料がある。この定目は、藩の町奉行と思われる武家から町に発行し、それを大年寄が町々の年寄、三浦庄屋に示し、さらに町々の年寄

と三庄屋が押印し請書として出した、最終段階の文書である。その冒頭に三条の心構えと判断される条項があり、以後具体的な指示が書かれている。その三条は原文のまま示すと、

- 一 従 御公儀数度被 仰出候御法度之条々堅相守可申事
 - 一 御上ヲ大切ニ奉存親に孝行を尽し兄弟諸親類江愛敬真実ニ可有之事
 - 一 仁心を第一二いたし貧窮患難之者を互ニ相救ひ往来之旅人ハ勿論乞食 非人等其外生類至る迄も専憐可申事
- となる。

遍路に関わる具体的な条項は以下の通りである。

一 廻国辺路人宿 家守 喜八郎

右往来手形・寺手形相改め、相違これ無く候者一夜泊り差し置き、勝手によつて逗留頼み候共、二夜と指置き申す間舗事

一 木賃屯人前、宵越し三拾錢以下取るべく候、其外ハ取間舗事

一米塩味噌等調候ハ、外より高直二無これなき二仕り売り中すべき事

一 廻国の中相煩い候か、又は替わる儀これあり、送り来候共当宿二請申さず候間、その旨申し聞けべくき事

(この項張り紙一廻国、道者の内相煩い候か、又は替わる儀これあり、送り来候ハ、帳面二引合せ西川口より上り候二紛これなく候は、先々へ送らせ申すべし、□許浜より上り申さざる者は請け申す敷候)

一 廻国相済候ハ、勝手次第何方より成りとも帰り候様申し聞くべき事

一夜分一切外へ出シ申す間舗候、尤暮六ツ限り門をぬめ申すべき事

一 辺路人之中、病人或者貧賤之者ハ、別而いたはり可申事

一 火之用心、無沙汰これなく井くわへきせる停止の旨申し聞けべくき事

一 船二而来り候ハ、川口二おゐて往来の手形出させ、見届け相違これなく候ハ、番所へ其段相断り船より揚げべき候、出船之出船の節も右

同様二相心得べき事

一 廻国辺路人、名国所書并往来手形、寺請名宛等毎日帳面記し置き、毎

月二日、十六日両度町会所へ帳面差出し出すべき事

一 屯ケ月切、国所人名書付、員数ぬめ、家守喜八郎名判二てその月の月番惣年寄加判形、判番中宛二いたし毎月晦日判部屋迄指し出すべ候となつてゐる。

この定目によると、町が木賃宿を持ち遍路へ宿を提供しており、さらに木賃は三十錢以下、そして米・塩・味噌等高直には売らないこと、また遍路人の中病人あるいは貧賤之者はとくにいたはる事等を定めている。さらには、町は遍路を毎日記帳し、毎月報告する義務が定められていた。丸亀藩の遍路対策は保護的な面が強いようである。

三 土佐藩と阿波藩の対策の概略

① 土佐藩の統制

土佐藩の遍路統制については浅川泰宏氏の研究に依つて紹介する(『「憲章簿」にみる土佐藩の遍路認識―堅持された正統性とambiguousな境界性―』(註六))

土佐藩には

巡礼が札所を巡拝する者であり、であるならば、出入口及び経路を、その目的に従つて最適化することができる」という認識

があり、そして

辺路は順路に沿つて、滞りなく領内を通過させるという方針が遍路政策を貫いていた。

この「基本理念」と藩が定めた「公式巡礼路」による巡礼者の時間・空間管理が行われた。

実際の動きは藩による遍路街道(公式巡礼路)の設定と脇道禁止、出入口の2力所限定、その番所での国手形(往来手形、後に番所切手)の審査、そして領内の順路以外での宿を貸すことの禁止の通達や逆に順路における宿の提供、門付けと接待の承認等であつた。

以上が土佐藩の遍路統制概略であるが、その統制法令は寛文三(一六三

三)年に初めて出されて、一六九〇年までに整備された。宇和島藩と比較するとこの法令の制定年代が注目される。

②阿波藩の統制

ここでは井馬学氏の「徳島藩の遍路対策と村落の対応」(註七)によって紹介する。藩政初期からの寺院・遍路政策は、藩による駅路寺の設定(一五九八年)、道の整備(一六五八年)、札所の復興(同上)、遍路の保護(一六九〇年)等が行われた。

そして遍路統制としては往来手形の所持、渡海手形―発行者は明暦―寛文間(一六八五七三年)阿波藩大坂留守居役、元禄段階(一六八八―一七〇四年)は船問屋―の所持、舟揚手形の所持・入国切手の所持、等が決められていた。しかし出入り口は特に特定されてはいない様だ。阿波藩の遍路対策は保護的側面が強かったようである。

おわりに

宇和島藩・丸亀藩・土佐藩・阿波藩の遍路統制の中では、入国時には往来手形、船上がり手形(切手)が必要でこれは共通していた。そして間違いないと認定されると入り手形が発行された。先の四藩の内丸亀藩は不明である。また四藩共通ではないが、宇和島藩と土佐藩との遍路対策の在り方は共通している。順路(指定ルート)遵守と脇道禁止(順路を外れると、横行あるいは狼に徘徊と認定される)。しかし、その展開の時代差、土佐藩は寛文三(一六六三)年から、宇和島藩は宝暦四(一七五四)年からと約一世紀あいている。この年代差のもつ意味は大変重要で、その説明は今後の課題である。

次に阿波藩と丸亀藩の対策には保護的側面をもつものが強いと考えられる。しかしこの両藩の場合、遍路対策の探究の一層の深化が必要である。また年貢皆済と報謝の問題、さらには「渡世遍路」等新たな問題も出てきた。

こうした今後の課題を確認して報告を終わりたい。

(註一) 浅川泰宏『巡礼の文化人類学的研究―四国遍路の接待文化―』(古今書院二〇〇九年)

(註二) 井馬学「徳島藩の遍路対策と村落の対応」(鳴門教育大学『四国遍路の研究Ⅱ「四国遍路八十八カ所の総合的研究」プロジェクト報告書2』二〇〇五年)

(註三) 二〇〇四年一月二五日に宇和島市立伊達博物館で記者発表をおこなった。内容は翌日の愛媛新聞、朝日新聞などに掲載された。

(註四) 愛媛県南宇和郡愛南町菊川の藤田儲三氏開設運営の「南歴史文庫」所蔵。これら資料コピーを同氏より提供していただいた。

(註五) 丸亀市立図書館蔵

(註六) 註一の同氏の著書所収

(註七) 註二に同じ

宇和島藩の遍路統制史料(翻字)

(端裏)

辺路陸上り往来場被仰出候事

宝暦四戊二月廿二日

明和六丑三月七日

寛政十二申二月廿二日

享和二戌十月七日

資料一

(端裏)

「宝暦四戊閏二月廿二日

辺路陸上り場之事

四通之内」

宝暦四戊閏二月廿二日

書付

若年寄江

御領分江入来候通(辺か)路跡之者往来手形船上り切手等無之辺路入不申儀者兼而御境目御番所御掟有之鳥乱成辺路二徘徊不相成筋二候処近年者右跡之辺路多ク入来全ク往来之場所二無之所江も入込候様相聞候依之自今辺路等御境目於御番所往来船上り等之切手尚又委ク遂吟味御領中通行之日数を相極右書付相渡日数之通二而御領分不致通行候而者入候儀不相成段御番所二而急度申渡相通候様御境目御番人江可被申聞候右二付郷中江申付候趣も別紙相渡候間是又承知申様可被申聞候

書付

郡奉行江

御領分江入来候辺路跡之者往来手形船上り切手等無之辺路入不申儀ハ兼而御境目御番所御掟有之鳥乱成辺路二徘徊不相成勿論右跡之者早速村々より送り出し横行不相成筈二候処近年ハ右跡之辺路多ク入来全ク往

